

**1. 目的**

小牧市以外の者が家庭的保育事業等<sup>※1</sup>又は乳児等通園支援事業<sup>※2</sup>を行う場合は、児童福祉法の規定に基づき、小牧市長の認可を得る必要があります。

また、小牧市長がその認可をしようとするときは、あらかじめ、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならないこととされています。

このため、小牧市こども・子育て会議要綱第3条の規定により、こども・子育て会議の下部組織として「家庭的保育事業等部会」を設置し、この部会の中で上記事業の認可に係る意見を聴取します。

※1 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

※2 こども誰でも通園制度

**2. 家庭的保育事業等部会の委員**

分野	役職	氏名	備考
学識 経験者	保育士経験者 (元指導保育士)	長江 美津子	部会長
各種団体 関係者	小牧市地区民生・児童 委員連絡協議会代表	峯田 一子	民生・児童委員
	保育園長会代表 (公立園)	森島 厚子	小木保育園長
	保育園長会代表 (公立園以外)	京谷 和恵	レイモンド小牧保育園長
	保育園保護者会代表 (公立園)	奥村 亜矢子	小木保育園 保護者会会長
	保育園保護者会代表 (公立園以外)	服部 友里恵	レイモンド小牧保育園 保護者会会長

**3. 部会の開催スケジュール（案）**

月日	内容
令和7年6月30日	家庭的保育事業等部会設置
令和7年9月 ～令和8年3月	小規模保育事業所3箇所及び乳児等通園支援事業の認可に係る意見聴取（それぞれの事業開始時期が異なるため、必要に応じて複数回の開催を予定）
随時	こども・子育て会議に部会の結果を報告

＜参考：児童福祉法（抄）＞

第三十四条の十五 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

3 市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

一～四 （略）

4 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

5～7 （略）